

判決年月日	平成 20 年 9 月 30 日	担 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事件番号	平成 20 年（ネ）第 10031 号		
<p>土地宝典について著作物性を認めた事例。</p> <p>国が、本訴請求に係る各土地宝典を各法務局に備え置いて利用者に貸し出すとともに、各法務局内にコインコピー機を設置し、当該コインコピー機を用いた利用者による無断複製行為を放置していたことは、不特定多数の第三者（各法務局内に設置されたコインコピー機を用いて、本件土地宝典を無断複製した者）による本件土地宝典の複製権侵害行為を幫助したものであって、国は、共同不法行為者とみなされるから、不法行為による使用料相当額の損害を賠償すべき責任を負うとされた事例。</p> <p>国は、本件土地宝典の複製権侵害行為を幫助したことにより、民法 703 条所定の利益を受けたとは認められないとして、不法行為の消滅時効が完成した期間に係る不当利得返還請求が認められなかった事例。</p> <p>著作権法 114 条の 5 による相当な損害額が認定された事例。</p>			

（関連条文）民法 703 条，709 条，719 条，著作権法 2 条，10 条 1 項 6 号，114 条 3 項，114 条の 5

第 1 事案の概要

本件は、被控訴人ら（1 審原告ら。以下「原告ら」という。）が、本訴請求に係る 120 冊の土地宝典（本件土地宝典）を作成した者から、その著作権を譲り受けたと主張して、本件土地宝典について原告らが有する著作権に基づいて、本件土地宝典を不動産関係業者等をはじめとする不特定多数の第三者に貸し出した控訴人（国）（1 審被告。以下「被告」という。）の行為、及び、民事法務協会にコピー機設置場所を提供した被告の行為は、被告自身による複製権侵害行為に当たるか、少なくとも不特定多数の第三者による本件土地宝典の複製権侵害行為を教唆ないし幫助する行為に当たり、また、本件土地宝典の著作権の使用料相当額の支払を免れた不当利得にも当たるとして、損害賠償及び不当利得の一部として、合計 1 億 4 5 9 9 万 9 6 4 6 円及び遅延損害金の支払を求めた事例である。

土地宝典とは、個人又は出版社が、法務局等に備え付けの旧土地台帳附属地図（公図）に旧土地台帳の地目・地積等の情報を追加し、編集したもので、索引図としての全図と対象地域を数枚に納めた切図とで構成され、関東を始め中部、関西、九州、東北地方の一部などで、原則として市町村ごとに 1 冊が発行されている。土地宝典の発行は、明治初期から開始され、現在も刊行が続いているものである。その発行者も多数名にのぼり、明治初期から現在までに確認された発行者として本件土地宝典の著作者を含む 41 名が指摘された文献もある。土地宝典に使用される原図は、明治前期

以降実施された壬申地券交付，地租改正，地押調査，地籍編成の諸事業で調整された地籍図類，昭和26年の国土調査法の施行に伴う地籍調査事業による地籍図，市区改正，区画整理，耕地整理事業などにより新調された公図の3種類に大別される（本判決が引用する原判決より）。

第2 本件の争点

本件の争点は，多岐にわたるが，主要なものは次のとおりである。

- 1 本件土地宝典の著作物性
- 2 被告の行為（本件土地法典の貸出し及び民事法務協会に対する法務局内におけるコピー機設置場所の提供）が本件土地宝典の著作権を侵害する不法行為に該当するか。
- 3 不当利得が成立するか。
- 4 損害額はいくらか。

第3 知的財産高等裁判所（第3部）の判断

1 本件土地宝典の著作物性（争点1）

本件土地宝典は，民間の不動産取引の物件調査に資するという目的に従って，地域の特徴に応じて複数の公図を選択して接合し，広範囲の地図として一覧性を高め，接合の際に，公図上の誤情報について必要な補正を行って工夫を凝らし，また，記載すべき公図情報の取捨選択が行われ，現況に合わせて，公図上は単に分筆された土地として表示されている複数の土地をそれぞれ道路，水路，線路等としてわかりやすく表示し，各公共施設の所在情報や，各土地の不動産登記簿情報である地積や地目情報を追加表示をし，さらに，これらの情報の表現方法にも工夫が施されていると認められるから，その著作物性を肯定することができる（本判決が引用する原判決より）。

2 不法行為の成否（争点2）

第三者が法務局から本件土地宝典の貸出しを受ける目的が本件土地宝典の一部を複写することにある等の諸般の事情を総合すると，被告（法務局）において，第三者による違法複製がされないよう，あらかじめ，著作権者から包括的な許諾を受ける等の措置を講じるとか，第三者において著作権者からの許諾を得るための簡易かつ便宜な方法を構築するなどの相応の対応を図るべきであったといえる。また，被告がそのような包括的な許諾や簡便な方法を構築しなかった場合においても，少なくとも，本件土地宝典を第三者に貸し出すに先立ち，第三者が複製をする意図があるか否かの意思確認をし，複製をする意思があるときには，複製しようとする部分が，著作権の効力の及ぶ部分であるか否かを確認し，著作権の効力の及ぶ部分である場合には，複製がされないよう注意を喚起するなど，違法複製を抑止する何らかの対応を図る作為義務があったといえる。そして，そのような何らかの具体的な措

置を講じた場合には、注意義務に違反せず、過失はないと解される。

しかし、本件において、被告は、漫然と本件土地宝典を貸し出し、不特定多数の者の複製行為を継続させていたといえる。被告は、貸出しを受けた第三者のした本件土地宝典の無断複製行為を幫助した点について、少なくとも過失があるといえるから、民法719条2項所定の共同不法行為責任を免れない。被告は、原告らに対し、不法行為による使用料相当額の損害を賠償すべき責任を負う。

3 不当利得の成否（争点3）

コインコピー機を設置したのは、民事法務協会であり、本件土地宝典を複製したのは、不特定多数の第三者であり、そのいずれの行為についても、被告自らが行ったものではない。被告は、民事法務協会からコインコピー機の設置使用料を得ているが、当該使用料は、国有財産（建物の一部）を占有させたことによる対価の性質を有するものであって、使用許可を受けた民事法務協会が、コインコピー機を設置し、不特定多数の第三者に本件土地宝典の複製をさせることによって受けるコピー代金に関連して得たものではない。上記の事実経緯に照らすならば、被告が本件土地宝典の複製行為によって、民法703条所定の「利益」を得たと解する余地はない。

4 損害額はいくらか（争点4）

本件土地宝典の利便性や改訂の状況、違法複製行為の頻度や複製部分が不明であること等を考慮すると、不法行為として認められる期間における本件土地宝典の使用料相当額の損害は、本件土地宝典1冊につき1万円であり、原告らの損害額の総額は、132万円（使用料相当額120万円＋弁護士費用12万円）である。

控訴審は、被告（法務局）が本件土地法典を貸し出すに当たり、第三者が複製をする意図があるか否かの意思確認をし、その意図があるときには、違法な複製がされないよう注意を喚起するなど、違法複製を抑止する何らかの対応を図る作為義務があるが、何らかの具体的な措置を講じられれば、注意義務違反はないとの判断基準を設けた。そして、本件では、その判断基準に照らして、被告に過失があった。

控訴審の損害額は、合計132万円であり、原審（東京地方裁判所平成17年（ワ）第16218号事件・平成20年1月31日）の認定額〔損害額と不当利得額の合計576万円〕より低額であるが、その理由は、控訴審では、不当利得返還請求が否定されたこと、控訴審では、不法行為に基づく損害額が減額されたことによる。